

第3次香美市振興計画
意見募集

香美市振興計画は、香美市の目指すべき将来像を示し、長期にわたる運営の根幹となる計画です。

第2次香美市振興計画の計画期間は、令和8年度末までとなっていることから、令和9年度以降の新しい振興計画の策定が必要となっています。

市民の皆さんとの協働により、新しい振興計画の策定に取り組むため、第3次香美市振興計画に盛り込む基本理念や将来像、施策に対する提案を募集します。応募いただいた提案は、新しい振興計画を策定するための参考とさせていただきます。詳しい内容は、ホームページをご確認ください。

【応募期間】
7月31日(木)まで

【問い合わせ先】
企画財政課企画調整班
☎53・3114



補助・助成

障害者福祉医療費
助成制度

この制度は、重度心身障害児(者)の方の、保健および福祉の向上を図ることを目的に、保険診療の自己負担分を助成する制度です。

- 【対象】
- ◆**重度心身障害児(者)の方**
 - ・身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方
 - ・療育手帳のA1またはA2をお持ちの方
 - ・18歳未満の児童で、身体障害者手帳の3級または4級を持ち、療育手帳のB1をお持ちの方

◆**所得制限等**

65歳以上で、平成15年10月1日以降に新たに手帳の交付を受けた方は、住民税非課税世帯の方のみ対象。
※65歳未満、または65歳以上で平成15年9月30日以前に対象となる級の手帳の交付を受けた方の所得制限はありません。

【申請方法】
次のものを持参して、窓口で申請してください。

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②マイナ保険証(資格確認書または有効期限内の保険証も可)

【1年ごと更新対象の方】

6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は、所得判定による資格の更新を行いますので、6月中旬に①②を持参し、更新の手続を行ってください。

【問い合わせ・申請先】

市民保険課保険班
☎53・3115

ひとり親家庭医療費助成

18歳までのお子さんがいるひとり親家庭や、両親のいないお子さんとその養育者の医療費のうち、保険診療の自己負担分を、申請があった月の翌月から助成します。

【対象】

所得税が非課税の世帯(平成22年度税制改正の扶養控除等廃止前の計算による旧税額で判定)

【申請方法】

次のものを持参して、窓口で申請してください。

- ①子どもひとり親(養育者)のマイナ保険証(資格確認書または有効期限内の保険証も可)
- ②所得・課税証明(住民票が令和7年1月1日現在香美市にない場合)

【受給の方】

受給者資格は、毎年6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は、所得判定による資格の更新を行いますので、6月中旬に①②を持参し、更新手続を行ってください。

【問い合わせ・申請先】

市民保険課保険班
☎53・3115

香美市お土産品
開発事業補助金

観光客に向けて、魅力あるお土産品の開発を行う事業に対して、補助金を交付します。

- ※既存商品のパッケージリニューアルなどは補助対象外
 - ※「あんぱん」放送決定後に企画し、交付決定後に商品が完成するものが対象となります。
- ただし、交付決定前の経費については、補助対象外です。

その他

物部川の一斉清掃

毎年7月の「河川愛護月間」に合わせて、物部川をきれいにするための清掃活動を次のとおり実施します。

- ※タオル・ごみ袋・軍手・火バサミは会場に用意しています。
- ※車での上場はご遠慮ください。

【日時】7月13日(日)
7時～(1時間程度)
※小雨決行。雨天中止による延期はありません。

【場所】

- ①物部川緑地公園(小田島側)
- ②町田堰付近

【問い合わせ先】

高知河川国道事務所
☎088・833・6904

危険物安全週間

6月8～14日は「危険物安全週間」です。
ガソリン・灯油などの石油類をはじめとする危険物は、事業所等で幅広く利用されるとともに、生活に欠かすことができないものとなっていますが、火災等の

お祭り用品等の貸出

ふれあい交流センターでは、各団体にお祭り用品等を無料で貸し出しています。地域や団体でイベント等を開催するときに、ぜひご利用ください。

貸出用品の種類など、詳しくはホームページをご確認ください。



【貸出対象】

市内で活動する団体

【貸出期間】

14日以内

【申請方法】

使用日10日前までに「お祭り用品等貸出申請書」をふれあい交流センターに提出してください。※FAX可

【注意事項】

営利、政党活動、宗教活動などを目的とした貸出はできません。

【問い合わせ先】

ふれあい交流センター
☎53・2631
FAX 53・2622

特定計量器定期検査

取引や証明に使用する計量器は、計量法により2年に一度、定期検査を受ける必要があります。香美市は今年が検査の年で、県の機関による検査が、下の表の日程で実施されます。

【手数料】

計量器の種類により異なります。詳しくはお問い合わせください。

【対象になる計量器】

- ◆スパーや商店等で、量り売りに使用するはかり
- ◆病院や保健所、学校、保育所等で、体重の記録用に使用する体重計
- ◆薬局等で、調剤用に使用するはかり
- ◆宅配業等で、運賃の計算に使用するはかり

【対象にならない計量器】

- ◆飲食店等で、調合用に使用するはかり
- ◆温泉や銭湯に備えつけられている体重計

◆郵便物の発送のとき、料金目安を調べるために使用するはかり

◆工場等で原料の調配合や工程管理に使用するはかり

【補助対象者】

香美市内に主たる事業所を置く事業者、協同組合等、商工会および市民活動団体
※ただし、市税の滞納がないこと、その他条件を満たす必要があります。

【補助率】

補助対象経費内

【補助上限額】50万円

※消費税と地方消費税相当額は対象外

【申請期間】

6月2日(月)8時30分～6月20日(金)17時(必着)

【審査】

審査会を行う予定です。

【注意事項】

・詳細を募集要領で確認のうえ、申請をお願いします。また、補助金の精算は実績報告後となります。
・補助金の詳細は、ホームページをご確認ください。



【問い合わせ・申請先】

商工観光課
☎53・1084

【問い合わせ先】

高知県工業技術センター
計量検定室
☎088・845・7770
香美市役所商工観光課
☎53・1084

検査日程	受付時間	検査場所
6月16日(月)	10:30～11:45 13:00～15:00	香美市役所物部支所
6月17日(火)	10:00～11:45 13:00～16:00	香美市役所香北支所
6月18日(水)	10:00～11:30	香美市立農山村コミュニティセンター(須江) 香美市営片地地区多目的集会所
	13:30～15:00	
6月19日(木)	9:30～11:45 13:00～15:30	高知県中央東福祉保健所